

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第3号

### 一般競争入札方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁長 雄志



#### 1. 業務の概要

- (1) 業務名：県営渡橋名団地昇降機改修工事設計業務
- (2) 建設場所：沖縄県豊見城市地内
- (3) 業務概要：県営渡橋名団地A、B棟及びC棟の昇降機を新耐震基準に適合するように改修する。
  - ・A、B棟昇降機：巻上機、制御盤、地震時管制運転等の改修（2台）
  - ・C棟昇降機：巻上機、制御盤、地震時管制運転等の改修（2台）
- (4) 履行期限：契約日の翌日から60日間
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続き（入札参加資格審査申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。  
※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているのので、ダウンロードして入手し、原則、入札参加資格審査申請書提出期限までに必要な手続きを経ること。

#### 2. 入札参加者に要求される資格

- (1) 入札参加者に共通して求める要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
  - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - オ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
- (7) 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - a 親会社と子会社の関係にある場合
  - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (4) 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

キ 沖縄県内に主たる営業所があること。

ク 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格申請時に希望業務内容を冷暖房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算等の設備関係業務とした者であること。

ケ 以下の(7)及び(4)全ての項目に該当する実績（以下「業務実績」という）を有すること。

(7) 平成19年4月1日以降、入札日までに業務が完了した設計業務実績

(4) 以下を満たす施設の設計業務実績

業務内容 昇降機の新設若しくは改修工事を含む基本設計又は実施設計

発注者 沖縄県、国又は県内市町村（以下、沖縄県等）が発注者である委託業務

(2) 配置予定技術者の要件は下記による

ア 管理技術者として一級建築士、建築設備士、設備一級建築士、又は一級（電気・管）工事施工管理技士が配置できること。

イ 電気及び機械の各担当分野毎に担当技術者を配置する。

各担当技術者は、担当業務分野毎に下表に掲げるいずれかの資格を有する者で、設計業務の実務に3年以上従事した者であること。

表

分担業務分野	資 格
電 気	建築設備士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気工事施工管理技士、二級建築士、二級電気工事施工管理技士
機 械	建築設備士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級建築士、二級管工事施工管理技士

ウ 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり入札参加希望者と直接的な雇用関係があること。

エ 管理技術者は、平成19年4月1日以降に完了した1件以上の「業務実績」を有していること。

オ 管理技術者及び担当技術者は、参加表明書の提出者の組織に所属していること。

(3) 落札者を決定するための基準等

上記によるもののほか、詳細は入札説明書による。

### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成29年4月21日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】 <http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index/html>

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 入札参加資格審査申請書の提出

入札参加資格審査申請書は、持参により提出すること。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1のみでよい）を提出すること。

(7) 受付期間 平成29年4月21日（金）から平成29年5月8日（月）までの間、平日9時00分から17時00分まで。

(4) 受付場所 上記(1)に同じ

- (ウ) 提出書類 入札説明書による
- イ 入札参加資格の確認結果通知  
平成29年5月16日(火)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は書面にて通知する。)
- ウ 入札日時等
  - (7) 電子入札システムによる場合  
入札書提出開始日時：平成29年5月30日(火)9時00分  
入札書提出締切日時：平成29年5月30日(火)15時00分
  - (イ) 持参による場合  
持参日時：平成29年5月31日(水)11時20分  
持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室  
※入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。
  - (ウ) 開札日時：平成29年5月31日(水)11時30分

#### 4. その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条及び契約書の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。
- (3) 契約保証金  
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。
- (4) 積算内訳書の提出  
本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。
- (5) 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合、又は書類に不備のある場合は無効とする。
- (6) 関連情報の問い合わせ先  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部施設建築課企画班  
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314
- (7) 詳細は、入札説明書、沖縄県電子入札運用基準及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。
- (8) その他
  - ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格(予定価格を構成する各部分)に次の割合を乗じて得た額の合計額に、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して、その額の100分の1の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。
    - (7) 建設コンサルタント業務(建築設計及び監理業務)の部分
      - a 直接人件費の額
      - b 特別経費の額
      - c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
      - d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
    - (イ) 測量業務の部分
      - a 直接測量費の額
      - b 測量調査費の額
      - c 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
    - (ウ) 地質調査業務(磁気探査業務含む)の部分
      - a 直接調査費の額

- b 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
  - c 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
  - d 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
- イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- エ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。